
米国「10+2ルール規則」の暫定最終規則について (ver.2)

米国CBP“10+2”: 暫定最終規則から

“Importers Security Filing and Additional Carrier Requirements”

Federal Register/Vol.73, No.228 / Tuesday, November 25, 2008/ Final Rule

日本機械輸出組合
部会・貿易業務グループ

2009年1月20日

目次

- はじめに
- 本規則の概要
 - I : 輸入者セキュリティ・ファイリング — “10+2”の10
 - II : 船社への追加情報要件 — “10+2”の2
- 10+2暫定最終規則に対して寄せられているご質問
- Proposed ruleからのアップデート部分

はじめに

本資料は、昨年11月25日に米国CBPが官報で発表した10+2ルールの概要を記したものです。米国CBPは昨年1月2日にProposed Ruleを発表しましたが、その後パブリックコメントを募集し、各国政府や産業界から約200件に亘るコメントが寄せられました。

こうした意見を踏まえ、米国CBPはこのほど“Interim Final Rule”という名称で規則を発表し、申告の内容、時期等については一部柔軟に運用することとしています。

また、施行時期を今年1月26日としながらも、1年間は、申告漏れ等の瑕疵があっても罰則をかけないこととし、またこれにあわせて一部データについてパブリックコメントを募集することとしました。

こうした条件等ではありますが、来年1月26日からは新規則が発効になりますので、今後は以下の点を注意することが重要です。

- 本規則で規定する10データは、米国の輸入者(または輸入者から依頼を受けた代理人)が申告するものであって、日本を始めとする輸出者に申告を課せられたものではないこと。
- ただし、米国の輸入者が申告するにあたって輸出者からの情報提供が必要となることから、日本の輸出者は本規則を十分に把握し、輸入者と直ちにコミュニケーションをとる必要があること。

また、ここで注意すべき点は、10データの大半は、米国輸入者が現行の輸入通関時に申告しているデータであるため、10+2ルールは輸入通関申告のタイミングが本船到着日から外国港で船積みするタイミングに前倒ししたと理解するのがわかりやすいこと。

-
- 施行から完全実施までに1年間の猶予があったり、一部データについてのみパブリックコメントを6月1日まで募集するとしているものの、本規則はFinal Ruleであり、提案ルールに戻って本規則の見直しを行う意図はないとされていること。このため施行日以降はすみやかに導入に向けて準備することが求められること。

本資料は、米国政府の官報 (Federal Register)をベースに準備したのですが、正しくは本年11月25日付けの米国官報 (Federal Register) でご確認下さい。

※ <http://edocket.access.gpo.gov/2008/pdf/E8-27048.pdf>

本規則の概要

輸入者：“10+2”の10

- 米国輸入者（あるいは指定された代理人）は、次の10データについて輸入者セキュリティ・ファイリング（Importer Security Filing）としてCBPに電子的に申告しなければならない。

（船積24時間前までに申告必須）

①販売者（所有者）の名前、住所、②購入者（所有者）の名前、住所、③記録上の輸入業者番号、④荷受人番号

（船積24時間前の提出必須、ただし米国到着24時間前までは修整可）

⑤製造者（サプライヤー）の名前、住所、⑥送り先の名前、住所、⑦原産国、⑧貨物のHTS番号（6桁）

（米国到着24時間前までにできるだけ早く提出）

⑨コンテナ詰め場所、⑩混載業者の名前、住所

（注）申告にあたっては、BL番号も必要となる。

- FROB（米国港において積み降ろしされない貨物）は、海外港での船積み前。
- バルク貨物は適用除外。ブレイク・バルク貨物は、船積24時間前の通知から免除対象。
- 電子申告システムはABI（Automated Broker Interface）またはAMSを使用する。

本規則の概要

キャリア：“10+2”の2

- キャリアは、Stow Plan とCSM (Container Status Messages)を申告しなければならない。
- バルク貨物、ブレイクバルク貨物は適用除外。
- Stow Plan:最後の寄港地を出発した後48時間以内。
- CSM:船社のトラッキング・システムに関連情報が取り込まれた後、24時間以内。
- Stow PlanはAMS (Automated Manifest System) の他、sFTPプロトコルでの電子システムまたはemailで申告、CSMはsFTPによるCBPが承認したデータシステムで申告する。

施行日

2009年1月26日(月) 本規則の施行日。ただし完全実施日までは罰則無し
(日本時間もしくは出港地現地時間における2009年1月26日の貨物より開始)

2010年1月26日(火) 完全実施日

I : 輸入者セキュリティ・ファイリング

“10+2”の10

➤ **Part 149 Importer Security Filing**

§ 149.1 定義

(a)輸入者

- 米国港湾領域内への貨物の到着の原因となる団体(Party)がISF輸入者となる。
- FROB (Foreign Cargo Remaining on Board): 輸送人(キャリア)が輸入者と解釈される。
- “即時輸出(IE)”手続き、“保税貨物の輸送・輸出(T&E)”手続き、FTZへの輸入手続き:
“IE”、“T&E”、“FTZ”手続き資料を申請する団体あるいは代理人(免許通関業者等)が輸入者と解釈される。

注: IE: Immediate Export、T&E: Transportation and Exportation in-bond ship、FTZ: Foreign Trade Zone

(b)輸入(Importation):

- 輸入とは、米国港湾領域内へ貨物が到着するそのポイントを意味する。

(c)バルク貨物(バラ積貨物)

- 同質の貨物で、緩い包装のまま積み込まれ(Stowed loose in the hold)、箱(box)、壘・缶(bale)、袋(bag)、樽(cask)等いかなる容器にも梱包されていないもので、以下のいずれかから構成されるもの
 - (1)油、穀物、石炭、鉱石などの流し込める物質(Free Flowing articles)で、ポンプで汲み上げられる、あるいはシューターで流し込める、あるいは落とし込み(dumping)によって取り扱えるもの、または、
 - (2)れんが、銑鉄、木材、鋼材など機械的な取り扱いを必要とするもの

(d)ブレイクバルク貨物

- コンテナ化されていないが、他の形での梱包あるいは束ねられた貨物のこと。

§ 149.2 要件、送信のタイミング、情報の検証、訂正、取下げ

(a)要件

- 輸入者(あるいは指定された代理人)は、英語で、(b)項で定められた期限内に輸入者セキュリティ・ファイリングのデータを、CBPが認定したEDIシステムを通じて提出しなければならない。(バラ積み貨物を除く)

(b)提出の時期

- FROBとブレイクバルクを除く輸入者セキュリティファイリング → 次の3通り。
 - (船積24時間前までに申告必須)
 - ①販売者(所有者)の名前、住所、②購入者(所有者)の名前、住所、③記録上の輸入業者番号、④荷受人番号
 - (船積24時間前の提出必須、ただし米国到着24時間前までは修整可)
 - ⑤製造者(サプライヤー)の名前、住所、⑥送り先の名前、住所、⑦原産国、⑧貨物のHTS番号(6桁)
 - (米国到着24時間前までにできるだけ早く提出)
 - ⑨コンテナ詰め場所、⑩混載業者の名前、住所
- FROB → 外国港で船積されるまでに。
- ブレイクバルク貨物 → § 149.4(b):米国到着の24時間前までに。

§ 149.2 要件、送信のタイミング、情報の検証、訂正、取下げ

(c)情報の検証

輸入者セキュリティ・ファイリングの申告者が、そのファイリング情報を他の団体から受け取っている場合には、CBPは、通常の商業慣行の中で、申告者が同情報内容をどのように受け取ったか、また情報内容を検証できるか否か、どのように検証できるか、を考慮する。

セキュリティ・ファイリングの申告者が、合理的に当該入手情報の検証ができない場合、CBPは、当該申告者が、合理的に真実であると信じているものをベースとして、セキュリティ・ファイリングを行うことを許容する。

(d)情報の訂正(update)

輸入者セキュリティ・ファイリングを提出した後で、当該貨物が米国に到着するまでに、申告情報内容に何等かの変更があった場合、またはより正確な情報が入手できる場合、申告者は輸入者セキュリティ・ファイリング情報を訂正(アップデート)しなければならない。

(e)取り下げ

輸入者セキュリティ・ファイリングを提出した後で、当該貨物が米国に輸入されないことになった場合、輸入者セキュリティ・ファイリング申告者は、当該セキュリティ・ファイリングを取り下げ、かつその理由をCBPに送らなければならない。

データ項目 (比較)

貨物マニフェスト (24時間ルール)のデータ

貨物証券番号

- ・米国向け出航直前の外国寄航港
- ・船舶貨物管理番号 (Carrier SCAC)
- ・船社指定の運行番号
- ・最初の米国港入港日
- ・米国港での積み下ろし日
- ・数量
- ・数量単位
- ・海外で最初に荷受けが行われた場所
- ・貨物の内容 (内容物/HTS-6)
- ・貨物の重量
- ・船社名
- ・船社の住所
- ・荷受人の名前
- ・荷受人の住所
- ・船舶名
- ・船舶の国籍
- ・船舶番号
- ・海外の船積み港
- ・有害物番号 (Hazmat Code)
- ・コンテナ番号
- ・シール番号
- ・外国港出航日
- ・外国港出航時刻

輸入者10+2データ

船積み24時間前までに申告必須

- ・販売者 (所有者) の名前/住所
- ・購入者 (所有者) 名前/住所

船積24時間前の提出必須。ただし 米国到着24時間前までは修整可

- ・製造者 (サプライヤー) の名前/住所
- ・送り先の名前/住所
- ・記録上の輸入業者番号
- ・荷受人番号
- ・原産国
- ・貨物の HTS番号-上6桁

米国到着24時間前までにできるだけ 早く提出

- ・コンテナ詰め場所
- ・混載業者の名前/住所

船社10+2申告データ

- ・積み付け計画書
- ・コンテナステータスメッセージデータ (CSM)

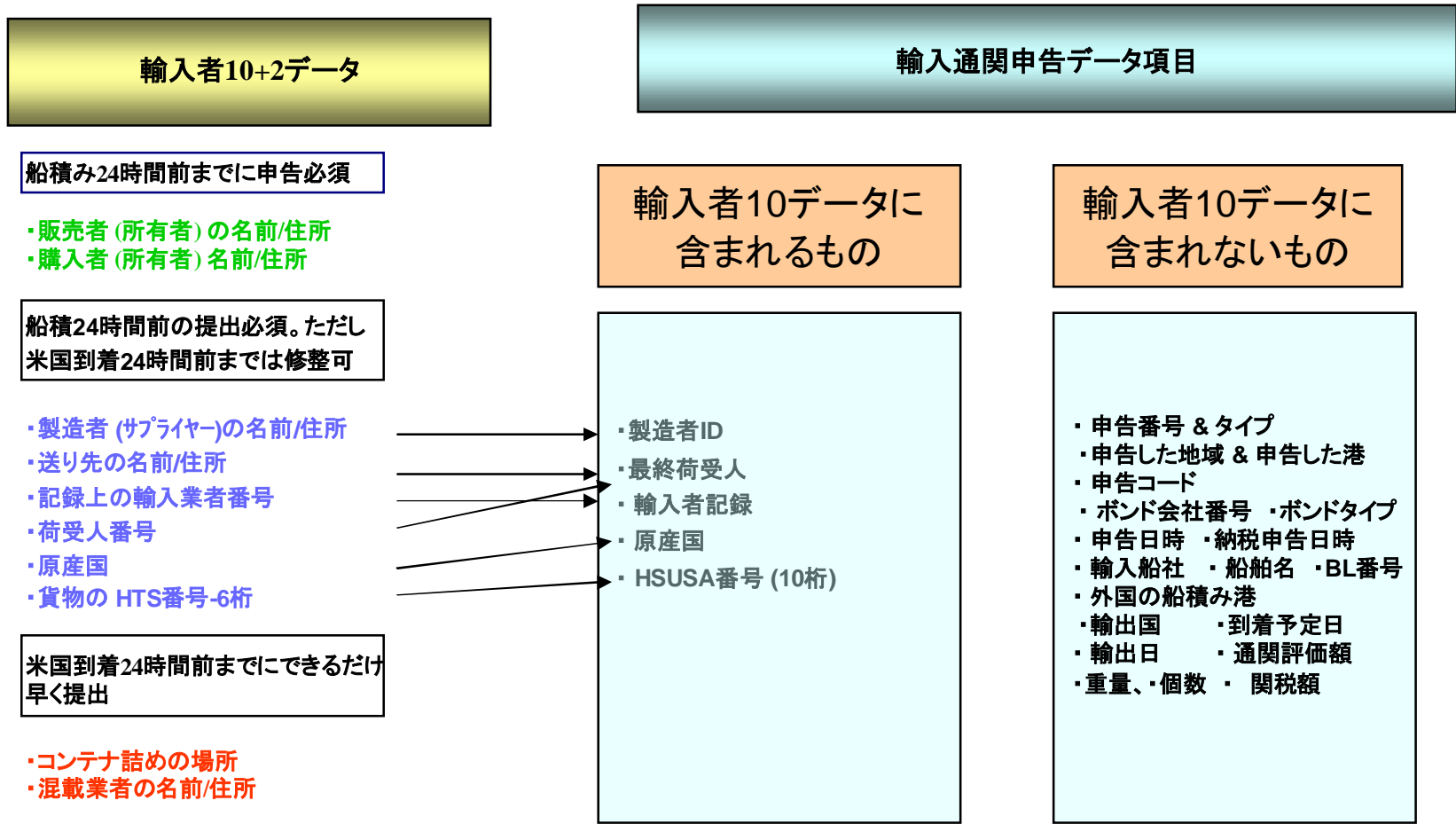
FROB, IE, TE 10+2申告データ

- ・予約した団体の名前/住所
- ・積下しを行う外国港 - 港湾コード
- ・配送の場所 - コード
- ・出荷先の名前/住所
- ・貨物の HTS番号-6桁

輸入通関申告データ項目

- ・申告番号 & タイプ
- ・申告した地域 & 申告した港
- ・申告コード ・製造者ID
- ・輸入者記録 ・最終荷受人
- ・ボンド会社番号 ・ボンドタイプ
- ・申告日時 ・納税申告日時
- ・輸入船社 ・船舶名 ・BL番号
- ・原産国 ・外国の船積み港
- ・輸出国 ・到着予定日
- ・輸出日 ・通関評価額
- ・HSUSA番号 (10桁)
- ・重量、・個数 ・関税額

輸入者10データを輸入通関申告データと比較すると...



CBP輸入通関申告フォーム Form 7501

輸入通関申告書
CBP FORM 7501 (04/05)

Form Approved OMB No. 1551-0022

DEPARTMENT OF HOMELAND SECURITY
U.S. Customs and Border Protection

ENTRY SUMMARY

8. Importing Carrier NIKKIYU		9. Mode of Transport		1. Filer Code/Entry No. DG-1234567-1		2. Entry Type 01 ABL/A		3. Summary Date 01/14/2009							
12. B/L or AWB No. ADD01012		13. Manufacturer ID JMCXXXX		4. Surety No. 5. Bond Type 8 123		6. Port Code 123		7. Entry Date 01/13/2009							
16. I.T. No.		17. I.T. Date		10. Country of Origin CN		11. Import Date 01/11/2009		15. Export Date 01/01/2009							
21. Location of Goods/G.O. No. Exam Site:W222		22. Consignee No.		14. Exporting Country JPN		20. U.S. Port of Unloading 2704 (LA)		24. Reference No.							
25. Ultimate Consignee Name and Address		26. Importer of Record Name and Address		19. Foreign Port of Lading YOKOHAMA		32. A. HTSUS Rate B. ADA/CVD Rate C. IRC Rate D. Visa No.		34. Duty and I.R. Tax Dollars Cents							
City		State		Zip		City NY		State NY		Zip 10152					
27. Line No.		28. Description of Merchandise		30. A. Grossweight B. Manifest Qty.		31. Net Quantity in HTSUS Units		33. A. HTSUS Rate B. ADA/CVD Rate C. IRC Rate D. Visa No.		34. Duty and I.R. Tax Dollars Cents					
001		ADDITION B.L. AWB NO 3011111111 ADD 04040 100.00 CTN OTHER CRTNS 10 10KG MERCHANDISE PROCESSING FEE PORT MAINTENANCE FEE TOTAL ENTERED VALUE		250		100 CTN		1.00 CTN FREE .21\$ US\$		0.50 0.51					
Other Fee Summary for Block 39		35. Total Entered Value		36. DECLARATION OF IMPORTER OF RECORD (OWNER OR PURCHASER) OR AUTHORIZED AGENT		37. Duty		38. Tax		39. Other					
\$		\$		I declare that I am the <input type="checkbox"/> importer of record and that the actual owner, purchaser, or consignee for CBP purposes is as shown above. OR <input type="checkbox"/> owner or purchaser or agent thereof. I further declare that the merchandise <input type="checkbox"/> was obtained pursuant to a purchase or agreement to purchase and the statements in the invoices as to value or price are true to the best of my knowledge and belief. I also declare that the statements in the documents herein filed fully disclose to the best of my knowledge and belief the true prices, values, quantities, rebates, drawbacks, fees, commissions, and royalties and are true and correct, and that all goods or services provided to the seller of the merchandise either free or at reduced cost are fully disclosed. I will immediately furnish to the appropriate CBP officer any information showing a different statement of facts.		\$		REASON CODE		100.00		0.00		20.00	
Total Other Fees		Total Other Fees		41. DECLARANT NAME		42. Broker/Filer Information (Name, address, phone number)		43. Broker/Importer File No.		44. Total					
\$		\$		JMC CUSTOMS BROKERAGE		K&C C105 Hudson Street		919191/		120.00					
				TITLE SPECIALIST		CBP Form 7501 (04/05)		DATE 01/09/2009							

CBP輸入通関申告フォーム Form 7501

輸入者ISF該当データの記載箇所

輸入通関申告書
CBP FORM 7501 (04/05)

Form Approved OMB No. 1651-0022

DEPARTMENT OF HOMELAND SECURITY
U.S. Customs and Border Protection

ENTRY SUMMARY

8. Importing Carrier NIKKIYU		9. Mode of Transport		10. Country of Origin CN		11. Import Date 01/11/2009	
12. B/L or AWB No. ADD01012		13. Manufacturer ID JMCXXXX		14. Exporting Country JPN		15. Export Date 01/01/2009	
16. I.T. No.		17. I.T. Date		18. Missing Docs		19. Foreign Port of Lading YOKOHAMA	
20. U.S. Port of Unlading 2704 (LA)		21. Location of Goods/G.O. No. Exam Site:W222		22. Consignee No.		23. Importer No. 99-123456789	
24. Reference No.		25. Ultimate Consignee Name and Address		26. Importer of Record Name and Address			
City		State		Zip		JMC AMERICA 105 Hudson Street City NY State NY Zip 10152	
27.		28. Description of Merchandise		32.		33.	
29.		30.		31.		34.	
A. HTSUS No.		A. Grossweight		A. Entered Value		A. HTSUS Rate	
B. ADA/CVD No.		B. Manifest Qty.		B. CHGS		B. ADA/CVD Rate	
Line No.		Net Quantity in HTSUS Units		C. IRC Rate		C. IRC Rate	
				D. Visa No.		D. Visa No.	
ADDITION B.L.		AWB NO		100 CTN			
3011111111		ADD 04040					

§ 149.3 データ・エレメント:コンテナ貨物 (FTZ向けを含む。)

		コンテナ貨物
申告者	§ 149.2(a)	輸入者 / 指定された代理人
事前申告データ	§ 149.3(a)	以下の項目は原則としてハウス B / L レベルでなければならず、製造者 / 出荷者の名前と住所、原産国、貨物 HS 番号は、個々の品目毎 (ライン・アイテム) に紐付けられていなければならない。
申告の時期	§ 149.2(b)	
	(1)	<p>販売者の名前 / 販売者の住所</p> <p>当該商品を販売する、あるいは販売することに同意した最終的な企業 (entity) の名前と住所。購入目的以外で当該商品が輸入されている場合には、当該商品の所有者の名前と住所が提出されなければならない。</p>
船積 24 時間前までに申告必須	(2)	<p>買主の名前 / 買主の住所</p> <p>当該商品を販売してもらう、あるいは販売してもらうことに同意した最終的な企業 (entity) の名前と住所。購入目的以外で当該商品が輸入されている場合には、当該商品の所有者の名前と住所が提出されなければならない。</p>
	(3)	<p>記録上の輸入業者の番号 / FTZ 申告者番号</p> <p>IRS (Internal Revenue Service) 番号、EIN (雇用者 ID) 番号 (Employer Identification Number)、SSN (社会保障番号 (Social Security Number))、あるいは、全ての関税・料金の支払いに責任のある、および輸入の結果として生じる全ての法令・規則の要件に適合することに責任のある事業者に対して CBP が発行する番号。 FTZ へ輸送されることになっている商品については、IRS 番号、EIN、SSN、あるいは、FTZ 申告する事業者により CBP が発行す</p>
船積 24 時間前の提出必須。ただし米国内到着 24 時間前までは修整可能	(4)	<p>荷受人番号</p> <p>IRS 番号、EIN、SSN、あるいは当該商品の出荷先となる米国内の個人あるいは企業の勘定に基づいて CBP が発行する番号。</p>
	(5)	<p>製造者 / サプライヤー名、製造者 / サプライヤー住所</p> <p>商品を最終的に製造、組立て、生産または育成 (grow) する事業者の名前および住所、あるいは、当該これら商品が離れる国における完成品の供給者の名前と住所。代わりに、米国の輸入関連法・規則で現在求められている製造者 (供給者) の名前と住所が提出されてもよい。(これは、通関申告目的で、現在の製造者 ID 番号を設定するために使用されている情報である。)</p>
	(6)	<p>送り先の名前 / 住所 (Ship to name and address)</p> <p>商品が税関からリリースされた後、物理的に当該商品を受け取ることになっている、最初の配送先の名前と住所。</p>
	(7)	<p>原産国</p> <p>米国の輸入関連法・規則に基づき、生産・製造あるいは育成された国。</p>
	(8)	<p>貨物の HTSUS 番号</p> <p>輸入貨物が米国通関統計 (HTSUS) の下で分類される、関税 / 統計報告番号。 HTSUS は 6 桁レベルで提出されなければならない。10 桁レベルで提出してもよい。この (申告データ) エレメントは、記録上の輸入者あるいは免許を持った通関事業者によって 10 桁あるいはそれ以上の細分類で提出されたとしても、(引き取り) 申告目的のみに使用できる。</p>
米国 24 時間前までにできるだけ早く提出	(9)	<p>コンテナ詰めした場所</p> <p>コンテナに商品が詰め込まれた物理的な場所の名前と住所。 ブレイク・バルク貨物については、船積ができる状態にされた物理的な場所の名前と住所。</p>
	(10)	<p>混載業者の名前 / 住所 (コンテナ詰め)</p> <p>コンテナ詰めを行った事業者あるいはコンテナ詰めのアレンジを行った事業者の名前と住所。 ブレイク・バルク貨物については、商品を出荷できる状態、あるいは出荷できる状態になるようアレンジした事業者の名前と住所。</p>

§ 149.3 データ・エレメント：FROB

申告の時期	§ 149.2(b)	外国港での船積み24時間前までに
事前申告データ	§ 149.3(a)	以下の項目は原則としてハウス B/L レベルでなければならず、製造者/出荷者の名前と住所、原産国、貨物 HS 番号は、個々の品目毎 (ライン・アイテム) に紐付けられていなければならない。
	(1)	製造者/サプライヤー名、製造者/サプライヤー住所
		商品を最終的に製造、組立て、生産または育成 (grow) する事業体の名前および住所、あるいは、当該これら商品が離れる国における完成品の供給者の名前と住所。代わりに、米国の輸入関連法・規則で現在求められている製造者 (供給者) の名前と住所が提出されてもよい。(これは、通関申告目的で、現在の製造者 ID 番号を設定するために使用されている情報である。)
	(2)	販売者の名前/販売者の住所
		当該商品を販売する、あるいは販売することに同意した最終的な企業 (entity) の名前と住所。購入目的以外で当該商品が輸入されている場合には、当該商品の所有者の名前と住所が提出されなければならない。
	(3)	買主の名前/買主の住所
		当該商品を販売してもらう、あるいは販売してもらうことに同意した最終的な企業 (entity) の名前と住所。購入目的以外で当該商品が輸入されている場合には、当該商品の所有者の名前と住所が提出されなければならない。
	(4)	送り先の名前/住所 (Ship to name and address)
		商品が税関からリリースされたの後、物理的に当該商品を受け取ることになっている、最初の配送先の名前と住所。
	(5)	コンテナ詰めした場所
		コンテナに商品が詰め込まれた物理的な場所の名前と住所。 ブレイク・バルク貨物については、船積ができる状態にされた物理的な場所の名前と住所。

PART 149- 輸入者セキュリティ・ファイリング

§ 149.4: バルク貨物／ブレイク・バルク貨物

- (a) バラ積み貨物は、輸入者セキュリティ・ファイリングを免除される。
- (b) ブレイク・バルク貨物は、米国到着の24時間前までに申告する。
24時間ルールと同様、あらかじめCBPに申請して認められたブレイク・バルク貨物は、船積前24時間前申告が適用されない。

§ 149.5:

(a) 適格性: 輸入者セキュリティ・ファイリングを電子的に行うための資格要件として、申告者 (party) は、CBPが承認したEDIを通じて適切に申告するために、CBPが規定する通信プロトコルを確立しなければならない。

輸入者セキュリティ・ファイリングと引き取り申告 (Entry) あるいは納税申告 (Entry Summary) を、§ 149.6の規定に従って、一度に電子申告しようとする場合は、電子申告者は輸入者自身、あるいは免許を持つ通関業者でなければならない。

また、いかなる輸入者セキュリティ・ファイリング申告者も、ボンドを所有していなければならない。

§ 113.62 基本的輸入および申告ボンド

§ 113.64 国際キャリアボンド

§ 113.73 FTZオペレーターボンド

§ 149.6: 輸入者セキュリティ・ファイリング／引き取り申告／納税申告を一度の電子申告で行う場合

輸入者セキュリティ・ファイリング申告を、引き取り申告、および／あるいは納税申告と同じ電子申告で行う場合、輸入者は、以下のデータについては一度だけ提出することを求められるだけである。

- (a) 記録上の輸入者番号
- (b) 荷受人番号
- (c) 原産国
- (d) HTSUS番号 (10桁レベルで提出することが必要)

Ⅱ : 船社への追加情報要件

“10+2”の2

- **Vessel Stow Plan**
- **Container Status Message**

Vessel Stow Plan § 4.7c

	§ 4.7c	Vessel Stow Plan
申告者	§ 4.7c	キャリア(船社)
申告の時期	§ 4.7c(a)	当該船舶が、最後の寄港地を出発した後48時間以内 48時間未満の航海時間の場合には、最初の米国港到着前
事前申告データ	§ 4.7c(b)	船舶情報
	(1)	船舶名(IMO番号を含む)
	(2)	船舶運航者(Vessel Operator)
	(3)	航海番号(Voyage Number)
	§ 4.7c(c)	コンテナ情報 以下の情報が、個々のコンテナについて、及びブレイク・バルク貨物については個々の ユニット毎に、申告されなければならない。
	(1)	コンテナ・オペレータ(コンテナ貨物の場合)
	(2)	機器の番号(Equipment Number)(コンテナ貨物の場合)
	(3)	機器のサイズとタイプ(Equipment Size・Type)(コンテナ貨物の場合)
	(4)	積み付け位置
	(5)	危険物コード(Hazamat-code)
	(6)	積み込み港
	(7)	積み降ろし港

Container Status Message § 4.7d (1)

申告者	§ 4.7d	<p>キャリア(船社) 米国に入港予定の全てのコンテナについて、自社内の輸送業務の進行を報告するトラッキング・システムでコンテナ・ステータス・メッセージ(CSM)情報を作成・収集しているならば、当該キャリアは§ 4.7d(b)で述べられている輸送業務状況(status of the event)に関するメッセージをCBPに申告しなければならない。 同社内トラッキング・システム以外の方法でCSMデータの作成・収集をキャリアに義務付けるものではない。</p>
申告の時期	§ 4.7d(c)	<p>CSMが自社のトラッキング・システムに取り込まれた後、<u>24時間以内</u>にCBPに送信しなければならない。(CBPへはAMSを使用する)</p>
事前申告データ	§ 4.7d(b)	<p>Container Status Message → 次ページ</p>
	§ 4.7d(d)	<p>報告の内容 → 次ページ</p>
	§ 4.7(e)	<p>追加的コンテナ・ステータス(Additional Container Status)メッセージ キャリアは、§ 4.7d(b)で規定されている以外のコンテナ・ステータス・メッセージを送信して良い。 追加的コンテナ・ステータス・メッセージを送信するということは、キャリアが、CBPがそれらデータにアクセスし使用することを、CBPに認めたことになる。</p>

Container Status Message § 4.7d (2)

	§ 4.7d	Container Status Message(GSM)
事前申告データ	§ 4.7d(b)	Container Status Message
	(1)	いつ米国向けコンテナに係るブッキングがコンファームされたか。
	(2)	いつ米国向けコンテナに係るブッキングがターミナルゲート検査を受けたか。
	(3)	いつ米国向けコンテナが施設に着いたか、あるいは離れたか。 これは、港、コンテナヤード、その他施設にコンテナが着いた／離れたときに発生する。 このコンテナ・ステータス・メッセージは、通常“Gate-in”、“Gate-out”メッセージと言われる。
	(4)	いつ米国向けコンテナが輸送機材 (Conveyance) に積込まれたか／積み降ろされたか。 これは、船舶、フィーダー船、艇、鉄道、トラックによる移動を含む。 このコンテナ・ステータス・メッセージは、通常“loaded on”、“unloaded from”メッセージと言われる。
	(5)	いつ米国向けコンテナを輸送する船舶が港に着いたか、港を離れたか。 これら業務 (Event) は、“vessel departure”、“vessel arrival” ノーティスと言われる。
	(6)	いつ米国向けコンテナが、ターミナル内で移動されたか (intra-terminal movemnet)。
	(7)	いつ米国向けコンテナについて、コンテナ詰め、コンテナからの荷降ろしを指示されたか。
	(8)	いつ米国向けコンテナについて、コンテナ詰め、コンテナからの荷降ろしがコンファームされたか。
	(9)	いつ米国向けコンテナが、大きな修理に出されたか。
報告の内容	§ 4.7d(d)	Contents of Report :それぞれの業務 (Event) に対する報告は、以下を含まなければならない。
	(1)	ANSIX12あるいはUNEDIFACTで定義されている業務コード (Event Code)
	(2)	コンテナ番号
	(3)	報告された業務 (event) の日時
	(4)	コンテナの状況 (空コンテナか積み込まれた状態か)
	(5)	業務 (Event) が発生した場所
	(6)	当該メッセージに関連する船舶ID

10+2暫定最終規則に対して寄せられているご質問（1）

10+2暫定最終規則に対して、これまでに寄せられたご質問のうち、主なものをピックアップしてFAQとしてまとめました。ただしいずれの回答も米国国土安全保障省CBPの確認を受けているものではありませんので、予めご了承下さい。

■ 申告データとしてB/L番号も提出しなければならないのですか？

米国の輸入者がABIで申告する際にB/L番号が必要になります。

輸入者がタイムリーにB/L番号を入手できるかという問題がありますが、米国CBPは、24時間ルールを経験から、船積24時間前に入手できると判断しているようです。

なお、米国CBPはB/L番号で24時間ルールのマニフェストデータと10データを紐付けます。

■ 罰金は2010年1月26日までは科されないとのことですが、輸出国側での不積みや米国での荷揚げ拒否といったことはないでしょうか。

現時点では不明ですが、当面の間、不積み、荷揚げ拒否といったことにはならないと思います。しかし最終規則では「真摯に(Good Faith)」対応することが強調されており、一部米国の輸入者からは、データの一部であっても早い段階でISF申告を開始することが望ましく、対応の進捗が見られない場合、貨物検査率が高くなる可能性があるとの情報もありますので、注意が必要です。

上記回答は、米国CBPが発表した最終規則を参考に日本機械輸出組合が作成したもので、米国CBPの見解ではない点にご注意下さい。従いまして本回答は正式な法律アドバイスではなく、情報の誤り等によって生じた損害、障害については当組合は一切責任を負うものではありませんので、予めご了承下さい。

10+2暫定最終規則に対して寄せられているご質問（2）

■ 申告に必要なHS番号は6桁でよいのですか？

米国では、HS番号のことをHTSUSA番号(Harmonized Tariff Schedule USA)と呼んでいます。10+2ルール目的では6桁でよいのですが、輸入通関申告にあたっては10桁での申告が必要です。

■ 申告する貨物はFCLだけでしょうか？

10+2ルールの対象は、海上コンテナ貨物であり、FCL LCLいずれも対象となります。

■ 米国経由で南米に行く貨物があるのですが、対象になりますか？

米国港に入港した船から降ろされない貨物はFROB (Foreign Cargo Remaining on Board)、一旦積降ろした貨物で即座に輸出されるものはIE (Immediate Export)、保税貨物の輸送と輸出はT&E (Transport & Export)とされ、10+2ルールの対象となります。要はセキュリティの観点から米国本土領内に入る貨物が全て対象ということです。

上記回答は、米国CBPが発表した最終規則を参考に日本機械輸出組合が作成したもので、米国CBPの見解ではない点にご注意下さい。
従いまして本回答は正式な法律アドバイスではなく、情報の誤り等によって生じた損害、障害については当組合は一切責任を負うものではありませんので、予めご了承下さい。

10+2暫定最終規則に対して寄せられているご質問（3）

■ 本ルールが適用される米国港湾としては、ハワイ港も対象となるのでしょうか？

本ルールの対象は米国の税関管轄区域(“Customs Territory of the United States”)である、州、ワシントンD.C.およびプエルトリコとなっていますので、当然のことながらルール上は適用となります。また米国の税関管轄区域外であるアメリカ領ヴァージン諸島等は対象外です。

■ 本ルールはブレイクバルク貨物も対象となるのでしょうか？

10+2ルールで定義されるブレイクバルク貨物とは、「コンテナ化されていないが、他の形での梱包あるいは束ねられた貨物」のことで、自動車の完成車などが該当します。

しかしブレイクバルク貨物であれば自動的に10+2ルールから免除されるというものではありません。24時間ルールでは船社が運ぶブレイクバルク貨物について予めCBPに免除申請して承認された場合には、24時間ルールの要件(船積24時間前のマニフェスト申告義務)から免除されるようになっており、この免除を受けているものが、10データについても船積24時間前申告義務が免除され、米国到着24時間前申告となります。従いまして、24時間ルールで免除となっていない貨物については、ブレイクバルク貨物といえども10データを所定の時間内(船積み24時間前等)に申告する必要があります。

上記回答は、米国CBPが発表した最終規則を参考に日本機械輸出組合が作成したもので、米国CBPの見解ではない点にご注意下さい。
従いまして本回答は正式な法律アドバイスではなく、情報の誤り等によって生じた損害、障害については当組合は一切責任を負うものではありませんので、予めご了承下さい。

10+2暫定最終規則に対して寄せられているご質問（4）

- 米国CBPへの申告者として、米国輸入者（あるいは指定された代理人）とありますが、輸出国の通関業者でも指定された代理人になれるのでしょうか？

非居住者（例えば外国の通関業者）が米国輸入者から指定された代理人になることは可能です。ただし以下に留意しなければなりません。

- ① 米国輸入者から文書で委任状（Power of Attorney）を交わしておく。
- ② 委任状のフォーマットは自由。標記は英文。
- ③ 委任状は停止されるまで有効。停止された委任状と停止を求めるレターは5年間保存。
- ④ ISFについての最終的な責任は輸入者に帰する。

また、指定代理人はABIまたはAMSにアクセスできなければなりません。

- 混載業者の名前/住所（コンテナ詰め）部分を申告しなければならないようですが、混載業者を使わないで輸出した貨物は申告しなくてよいのですか？

ここで申告しなければならない情報は、コンテナ詰めを行ったかアレンジを行ったPartyの名称および住所となります。このため混載業者利用の有無に関わらず輸入者は申告が求められることとなります。

上記回答は、米国CBPが発表した最終規則を参考に日本機械輸出組合が作成したもので、米国CBPの見解ではない点にご注意下さい。
従いまして本回答は正式な法律アドバイスではなく、情報の誤り等によって生じた損害、障害については当組合は一切責任を負うものではありませんので、予めご了承下さい。

(本資料のお問合せ先)

日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ

(橋本、多田)

電話 03(3431)9800

FAX 03(3431)0509

Email: hashimoto@jmcti.or.jp

tada@jmcti.or.jp

參考資料

Proposed Ruleからのアップデート部分

■ 導入スケジュール

施行日(effective date): 2009年1月26日(月) 完全実施日までは罰則なし。

完全実施日 (Compliance date): 2010年1月26日(火)

■ 輸入者のデータ提出の運用を一部緩和

(1) 提出時期を柔軟に取り扱うもの

(遅くとも米国到着の24時間前までにできるだけ早く提出する。)

- コンテナ詰め場所(Container stuffing location)
- コンソリデータ (Consolidator stuffer)

(2) 提出データ内容の解釈を柔軟に取り扱うもの

(提出は船積24時間前。ただし申告内容の解釈には幅を持たせ、必要に応じて後刻アップデート可とする。)

- 製造者/サプライヤー (Manufacturer / Supplier)
- 販売先 (Ship to Party)
- 原産地国 (Country of Origin)
- HTSUS番号 (Commodity HTSUS number)

Proposed Ruleからのアップデート部分

■ その他

- 輸入者の申請データの中で、配送先が不明(“To order” shipment等)の場合は貨物が荷卸しされるであろう施設の情報を申告しなければならない。当該貨物が米国に入港する前に配送先情報入手した場合にデータをアップデートしなければならない。
- 輸入者は、製造者として典型的な3つのタイプのうちの一つを申告し、後日アップデートすることができる。
- 輸入者が原産国を特定できない場合は、最終組立地を報告し、後日アップデートすることにより。
- 船社に対してはHAZMAT-UNコードでの申告を求めてきたが、それ以外のHAZMATコードを利用してもよい。
- コンテナステータスメッセージ(CSM)は、空コンテナについても必要
- 10+2の10情報の申告者は“輸入者”という表現から“ISF輸入者”という表現に変え、貨物のオーナー、購入者、荷受人、通関業者等のエージェントに分類する。

Proposed Ruleからのアップデート部分

- 輸入者が申告するデータとしての“サプライヤー”とは、“米国に向けて運送される最終製品の供給者”であり、必ずしも出航国に所在する必要はない。
- FROB / IE / T&E貨物に関する申告データである“Booking Party”とは、船腹を予約手配を行ったものと解釈する。
- 次のデータについての記録番号とは、取引上で幅広く認められているID番号も使用可
 - ① 輸入者：
販売者，買主，製造者(サプライヤー)，配送先，コンテナ詰め場所、コンソリデーター
 - ② FROB / IE / T&E貨物
ブッキング者情報、出荷先情報
- ISFデータおよびボンドの申告者とは次のとおり。
 - ① 自らの貨物を輸入する輸入者でISF申告を行う者。
 - ② 第三者のためにISFデータを申告を行う者。

Proposed Ruleからのアップデート部分

■ パブリックコメント

(1) 募集締切日:

2009年6月1日(月)

(2) コメント対象:

● 提出の運用を一部緩和する上記6データ (①コンテナ詰め場所②コンソリデータ ③製造者/サプライヤー④販売先 ⑤原産地国⑥ HTSUS番号)

● 本規則の評価 (業界に与えるコンプライアンスコスト、船積みの24時間前に提出する上での問題等)

(3) コメント提出方法

Federal eRulemaking ポータル にアクセスし、整理番号記入の上記入申請のこと。)

Federal eRulemakingポータルサイト : <http://www.regulations.gov>.

整理番号(docket number) : USCBP-2008-0077

Proposed Ruleからのアップデート部分

■ バルク貨物の扱い

バルク貨物に加え、ブレイクバルク貨物は、10+2ルール(船積24時間前の通知)から免除

■ 船舶からCBPへの電子申告方法

Stow Planの申告については、AMS (Automated Manifest System)に加え、①email

②s FTP (secure file transfer protocol)でも可能。その他の電子申告方法をCBPが認める場合は、別途官報で公示する。

■ 罰則

申告にかかる罰則はimporterの場合貨物の商品価額ではなく、1件につき5,000米ドルとなる。また、輸入者セキュリティファイリングに関するBondを準備する。

■ その他

輸入者が本ルールへの適応に向けて真摯な取組みを行っているにも拘わらず、導入が困難である場合、CBPはその事情を考慮する。

Proposed Ruleからのアップデート部分

- 米国CBPの今後の動き (2009年1月以降)
 - 米国内でセミナー、ミーティング開始
(テクニカル、オペレーション、プロセス等、実務に関するセミナー)
 - ISF申告者がタイムリーに申告できるよう産業界と合同でアドバイスを実施
 - FAQを作成し、ウェブで公開
 - 特定の輸入者とインタビューを実施